

日立コミュニケーションテクノロジー 企業年金基金規約

(2004年10月1日制定)

(2005年4月1日改訂)

(2006年4月1日改訂)

日立コミュニケーションテクノロジー企業年金基金

目 次

第1章 総 則

第1条(目的)

第2条(名称)

第3条(事務所)

第4条(実施事業所の名称及び所在地)

第5条(公告の方法)

第2章 代議員及び代議員会

第6条(代議員及び代議員会)

第7条(定数)

第8条(任期)

第9条(互選代議員の選挙区及び代議員数)

第10条(互選代議員の選挙期日)

第11条(互選代議員の選挙の方法)

第12条(当選人)

第13条(互選代議員の選挙執行規程)

第14条(選定代議員の選定)

第15条(通常代議員会)

第16条(臨時代議員会)

第17条(代議員会の招集手続)

第18条(定足数)

第19条(代議員会の議事)

第20条(代議員の除斥)

第21条(代理)

第22条(代議員会の議決事項等)

第23条(会議録)

第24条(代議員会の会議規則)

第3章 役員及び職員

第25条(役員)

第26条(役員の定数及び選任)

第27条(役員の任期)

第28条(役員の解任)

第29条(役員の選挙執行規程)

第30条(理事会)

第31条(理事会の招集)

第32条(理事会の付議事項)

第 33 条(理事会の議事)

第 34 条(理事会の会議録)

	第 35 条(役員の職務)
	第 36 条(理事の義務及び損害賠償責任)
	第 37 条(理事の禁止行為)
	第 38 条(職員)
第4章 加入者	第 39 条(加入者)
	第 40 条(資格取得の時期)
	第 41 条(資格喪失の時期)
	第 42 条(加入者期間の計算)
第5章 基準給与及び標準給与	第 43 条(基準給与)
	第 44 条(第1仮想個人口座残高)
	第 44 条の2(第2仮想個人口座残高)
	第 44 条の3(再評価率)
	第 45 条(標準給与)
第6章 給 付 第1節 給付の通則	第 46 条(給付の種類)
	第 47 条(裁定)
	第 48 条(標準年金額)
	第 49 条(端数処理)
	第 50 条(支給期間)
	第 51 条(支払日及び支払方法)
	第 52 条(給付の制限)
	第 53 条(未支給の給付)
	第 54 条(時効)
	第 55 条(譲渡担保の禁止等)
第2節 老齢給付金	第 56 条(支給要件)
	第 57 条(年金額)
	第 58 条(支給の繰下げ)
	第 59 条(年金に代えて支給する一時金)
	第 60 条(失権)
第3節 脱退一時金	第 61 条(支給要件)
	第 62 条(一時金額)
	第 63 条(支給の繰下げ及び支給の方法)
	第 64 条(支給の効果)
	第 65 条(失権)
第4節 遺族給付金	第 66 条(支給要件)
	第 67 条(遺族の範囲及び順位)

	第 68 条(一時金額)
第7章 掛 金	第 69 条(掛金)
	第 70 条(標準掛金)
	第 71 条(特別掛金)
	第 71 条の2(事務費掛金)
	第 72 条(掛金の負担)
	第 73 条(掛金の納付期限)
	第 74 条(財政再計算)
	第 75 条(時効)
	第 76 条(積立金の額の評価)
第8章 積立金の積立て	第 77 条(継続基準の財政検証)
	第 78 条(非継続基準の財政検証)
	第 79 条(臨時掛金)
第9章 積立金の運用及び業務の委託	第 80 条(基金資産運用契約)
	第 81 条(運用管理規程)
	第 82 条(積立金の運用)
	第 83 条(運用の基本方針及び運用指針)
	第 84 条(分散投資義務)
	第 85 条(政策的資産構成割合)
	第 86 条(資産状況の確認)
	第 87 条(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡 等の禁止)
	第 88 条(業務の委託)
第10章 解散及び清算	第 89 条(解散)
	第 90 条(解散時の掛金の一括拋出)
	第 91 条(支給義務の消滅)
	第 92 条(残余財産の分配)
第11章 雑 則	第 93 条(事業年度)
	第 94 条(届出)
	第 95 条(受給手続)
	第 96 条(報告書の提出)
	第 97 条(年金数理関係書類の年金数理人による確 認)
	第 98 条(業務概況の周知)

第 99 条(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出)

第 100 条(法令の適用)

附 則

第1条(施行日)

第2条(加入者及び加入者期間に関する経過措置)

第2条の2(老齢給付金の支給要件及び脱退一時金の繰下げに関する経過措置)

第3条(事業年度の経過措置)

第3条の2(再評価率の経過措置)

第3条の3(指標利率の経過措置)

第3条の4(年金額及び一時金額に関する経過措置)

第4条(厚生年金基金からの移行)

第5条(継続加入者に係る給付に関する経過措置)

第6条(経過保障年金)

第7条(第3仮想個人口座残高)

第7条の2(経過保障年金の再評価率)

第8条(経過保障年金額)

第9条(経過保障年金の支給の繰下げ)

第10条(経過保障年金に代えて支給する一時金)

第11条(経過保障年金の失権)

第12条(経過保障遺族一時金)

第13条(非継続加入者)

第14条(特例脱退一時金)

第14条の2(特例老齢給付金)

第15条(特例遺族一時金)

第16条(承継受給権者に係る給付に関する経過措置)

第17条(経過基本年金A)

第18条(経過基本年金B)

第18条の2(経過遺族一時金B)

第19条(経過基本年金C)

第19条の2(経過遺族一時金C)

第 20 条(経過基本年金D)

第 21 条(給付に関する規定の準用)

第 22 条(適格退職年金からの移行)

第 23 条(厚生年金基金から移行する際の不足金の
一括拠出)

第 24 条(代議員及び役員の任期に関する経過措
置)

第 25 条(最初の事業年度の実施事業所の減少に
係る掛金の一括拠出)

第 26 条(中途脱退者)

第 27 条(終了制度加入者等の取扱い)

附則別表第 A 経過保障年金に係る控除額

附則別表第 B

附則別表第 C

附則別表第 D

附則別表第 E

別表第 1 実施事業所の名称及び所在地

別表第 2 選挙区及び代議員数

別表第 3-1 社員を定義する就業規則

別表第 3-2 試傭員及び臨時員（以下「試傭員等」という。）として実施事業所に使用
された期間を定義する就業規則

別表第 3-3 (1) 初任年金ポイント及び年金ポイントを規定する年金算定基礎等取扱規則

別表第 3-3 (2) 第1年金拠出率及び第2年金拠出率

別表第 3-4 出向等を規定する就業規則

別表第 3-5 勤続年数として計算される期間を規定する就業規則

別表第 3-6 移行時クレジット及び出向等満了時クレジットを規定する移行時クレジット等取扱規
則

別表第 4 最低保証利率別の確定年金現価率

別表第 5 支給開始年齢別乗率

別表第 6 最低保証利率及び残存保証期間別の一時金換算率

日立コミュニケーションテクノロジー企業年金基金規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この企業年金基金(以下「基金」という。)は、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号。以下「法」という。)に基づき、基金の加入者等の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この基金は、日立コミュニケーションテクノロジー企業年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

福島県郡山市字船場向 94 番地

(実施事業所の名称及び所在地)

第4条 この基金の実施事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第8条、第9条、第54条、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定数)

第7条 この基金の代議員の定数は、10人とし、その半数は、実施事業所の事業主(以下「事業主」という。)において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(任期)

第8条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第9条 加入者において互選する代議員(以下「互選代議員」という。)の選挙区は、別表第2のとおりとする。

(互選代議員の選挙期日)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終る日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終る日の後15日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定による選挙の期日は、20日前までに公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

第12条 選挙の結果、選挙区において最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、選挙区内の互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第14条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。

3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。

4 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。

5 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

第15条 通常代議員会は、毎年2月に招集する。

(臨時代議員会)

第16条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。

2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(定足数)

第18条 代議員会は、代議員の定数(第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(代議員会の議事)

第19条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更(確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。)第15条各号に規定する事項の変更を除く。)の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第 17 条の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第 20 条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第 21 条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、5人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の議決事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第 23 条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名及び第 21 条の規定により代理された代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び可否の数
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかなければならない。

4 加入者及び加入者であった者は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第 25 条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第 26 条 理事の定数は、6人とし、その半数は、選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。
- 6 役員が任期の途中で辞任した場合又は第 28 条の規定により解任された場合は、補欠の役員を選任する。

(役員任期)

- 第 27 条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
 - 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第 28 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 理事にあつては、第 37 条の規定に違反したとき

(役員の選挙執行規程)

第 29 条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第 30 条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 31 条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第 32 条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第 12 条第4項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

(理事会の議事)

第 33 条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 理事会に出席することのできない理事は、第 31 条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第 34 条 理事会の会議録については、第 23 条第1項から第3項までの規定を準用する。

(役員の職務)

第 35 条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 理事長は別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。
- 4 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第 23 条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事2名がこの基金を代表する。
- 7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

- 第 36 条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

- 第 37 条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

- 第 38 条 この基金の職員は、理事長が任免する。
- 2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加 入 者

(加入者)

- 第 39 条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(以下「被用者年金被保険者等」という。)のうち、使用される実施事業所に応じて別表第3-1に定める就業に関する規程(以下、就業規則という。)に規定する社員(以下「従業者」という。)とする。

(資格取得の時期)

- 第 40 条 従業者は、基金の実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において従業者でない場合にあっては従業者となった日)に加入者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第 41 条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき
- (3) 実施事業所の従業者でなくなったとき
- (4) 使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき
- (5) 60 歳に達した日の属する月の末日に達したとき

2 前項各号に定める事実があった日に更に前条に該当するに至ったときは、当該事実のあった日に加入者資格を喪失する。

(加入者期間の計算)

第 42 条 加入者である期間(以下「加入者期間」という。)を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 加入者の資格を喪失した後に、再びこの基金の加入者の資格を取得した者(以下「再加入者」という。)については、次に掲げる場合に限り、前後の加入者期間を合算するものとする。

- (1) 再加入者となる前に脱退一時金の受給権者となり、当該脱退一時金の全部又は一部の支給を繰り下げている場合
- (2) 再加入者となる前に老齢給付金の受給権者となり、当該老齢給付金の全部又は一部の支給を繰り下げている場合

3 基金の加入者の資格を取得する前に、別表第 3-2 に定める就業規則に規定する試傭員及び臨時員として実施事業所に使用された期間がある場合は、当該期間を第 1 項の規定に基づき計算した加入者期間に合算するものとする。

4 前項の規程に基づき加入者期間に合算する加入者の資格を取得する前の期間の計算は、第 1 項の規程による加入者期間の計算の例によるものとする。

第5章 基準給与及び標準給与

(基準給与)

第 43 条 基金の給付の額の算定の基礎となる基準給与は、実施事業所に応じて別表第 3-3(1)に定める年金算定基礎等取扱規則に規定する初任年金ポイントに第 1 年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額(以下「第 1 初任クレジット」という。)、初任年金ポイントに第 2 年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額(以下「第 2 初任クレジット」という。)、年金ポイントに第 1 年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下

四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額(以下「第1拠出クレジット」という。)、及び年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額(以下「第2拠出クレジット」という。)とする。

- 2 前項の第1年金拠出率及び第2年金拠出率は別表第3-3(2)に掲げる率とし、年金ポイント単価は100円とする。

(第1仮想個人口座残高)

第44条 次の各項の規定に基づき付与される、第1初任クレジット、第1拠出クレジット及び第1利息クレジットの合計額を第1仮想個人口座残高とする。

- 2 第1初任クレジットは、加入者の資格を取得した日(以下「初任クレジット付与日」という。)に付与する。

- 3 第1拠出クレジットは、初任クレジット付与日の属する月の翌月以降加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの間に到来する各6月1日及び12月1日(以下「拠出クレジット付与日」という。)に付与する。

- 4 第1利息クレジットは、次の各号に規定する日(以下「第1利息クレジット付与日」という。)に付与する。

(1) 初任クレジット付与日の属する月の翌月以降、加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの各拠出クレジット付与日

(2) 加入者の資格を喪失した日

(3) 第58条又は第63条の規定に基づき、老齢給付金のうち第1年金額相当分又は第1脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入者の資格を喪失した日の翌日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各4月1日

(4) 支給の繰下げが終了した日。死亡により支給の繰下げが終了する場合にあつては死亡日

- 5 第1利息クレジットは、第1利息クレジット付与日時点において、次の算式により算出される金額とし、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し円単位とする。

$$A1 \times \{(1+B1)^{C1/12} - 1\}$$

ただし、直前の第1利息クレジット付与日以降、再評価率に変更があつた場合は、次の算式とする。

$$A1 \times \{(1+B1)^{C1/12} \times (1+B2)^{C2/12} - 1\}$$

A1:直前の第1利息クレジット付与日(初回の第1利息クレジット付与日においては「初任クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同じ。)における第1仮想個人口座残高

B1:直前の第1利息クレジット付与日における再評価率

B2:第1利息クレジット付与日における再評価率

C1:直前の第1利息クレジット付与日の属する月から第1利息クレジット付与日の属する月の前月(前項第4号に該当する場合は当月)までのうち再評価率がB1であつた月数

C2:直前の第1利息クレジット付与日の属する月から第1利息クレジット付与日の属する月の

前月（前項第4号に該当する場合は当月）までのうち再評価率がB2であった月数

- 6 第4項第2号（第58条又は第63条の規定に基づき、老齢給付金のうち第1年金額相当分又は第1脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、第4項第4号）に規定する第1利息クレジット付与日の第1仮想個人口座残高（以下「最終第1仮想個人口座残高」という。）をもって第1仮想個人口座残高とする。

（第2仮想個人口座残高）

第44条の2 次の各項の規定に基づき付与される、第2初任クレジット、第2拠出クレジット及び第2利息クレジットの合計額を第2仮想個人口座残高とする。

- 2 第2初任クレジットは、初任クレジット付与日に付与する。
- 3 第2拠出クレジットは、初任クレジット付与日の属する月の翌月以降加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの間に到来する拠出クレジット付与日に付与する。
- 4 第2利息クレジットは、次の各号に規定する日（以下「第2利息クレジット付与日」という。）に付与する。

(1) 初任クレジット付与日の属する月の翌月以降、加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの各拠出クレジット付与日

(2) 加入者の資格を喪失した日

(3) 第58条又は第63条の規定に基づき、老齢給付金のうち第2年金額相当分又は第2脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入者の資格を喪失した日の翌月以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各4月1日

(4) 支給の繰下げが終了した日。死亡により支給の繰下げが終了する場合にあつては死亡日

- 5 第2利息クレジットは、第2利息クレジット付与日時点において、次の算式により算出される金額とし、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し円単位とする。

$$a1 \times \{(1+b1)^{c1/12} - 1\}$$

ただし、直前の第2利息クレジット付与日以降、再評価率に変更があつた場合は、次の算式とする。

$$a1 \times \{(1+b1)^{c1/12} \times (1+b2)^{c2/12} - 1\}$$

a1: 直前の第2利息クレジット付与日（初回の第2利息クレジット付与日においては「初任クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同じ。）における第2仮想個人口座残高

b1: 直前の第2利息クレジット付与日における再評価率

b2: 第2利息クレジット付与日における再評価率

c1: 直前の第2利息クレジット付与日の属する月から第2利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第4号に該当する場合は当月）までのうち再評価率がb1であった月数

c2: 直前の第2利息クレジット付与日の属する月から第2利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第4号に該当する場合は当月）までのうち再評価率がb2であった月数

- 6 第4項第2号(第58条又は第63条の規定に基づき、老齢給付金のうち第2年金額相当分又は第2脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、第4項第4号)に規定する第2利息クレジット付与日の第2仮想個人口座残高(以下「最終第2仮想個人口座残高」という。)をもって第2仮想個人口座残高とする。

(再評価率)

第44条の3 第44条第5項及び第44条の2第5項の再評価率は、事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値(小数点以下第2位を四捨五入)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、再評価率が4.5%を上回る場合にあっては4.5%とし、1.5%又は毎事業年度の初日における規則第43条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める率のいずれか高い率(以下「最低保証利率」という。)を下回る場合にあっては最低保証利率とする。

(標準給与)

第45条 基金の掛金の算定の基礎となる標準給与は、第1拠出クレジットと第2拠出クレジット(初任クレジット付与日以後最初に到来する6月1日又は12月1日を迎えていない者については、初任クレジット付与日現在の加入者の職群等級等に応じた、実施事業所に応じて別表第3-3(1)に定める年金算定基礎等取扱規則に規定する標準年金ポイント(以下、「標準年金ポイント」という)に第1年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額及び標準年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額の合計額とする。

第6章 給付

第1節 給付の通則

(給付の種類)

第46条 基金による給付は、次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁定)

第47条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、基金が裁定する。

- 2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

3 受給権者は、第1項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して基金に提出しなければならない。

4 遺族給付金の請求に当たっては、裁定の請求の書類に次の各号に掲げる書類を添付して基金に提出しなければならない。

- (1) 請求者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子(給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合

死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類

- (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合

請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 第53条に規定する未支給の給付の請求にあたっては、その請求者は、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。ただし、死亡した受給権者が死亡前に給付の請求をしていなかった場合は、第3項に定める請求書を併せて提出しなければならない。

- (1) 請求者が配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合

死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情であった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類

- (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合

請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

6 第59条第1項各号に該当し、年金に代えて一時金の支給を受けようとする場合、当該受給権者は、同項各号に規定する特別な事情があることを証する書類を提出しなければならない。

(標準年金額)

第48条 第1標準年金額は、事業年度ごとに計算するものとし、最終第1仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める20年確定年金現価率で除して得た額とする。

2 第2標準年金額は、事業年度ごとに計算するものとし、最終第2仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める5年確定年金現価率で除して得た額とする。

(端数処理)

第 49 条 給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の月額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げ、給付のうち一時金として支給されるもの(以下「一時金給付」という。)の額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(支給期間)

第 50 条 年金給付の支給は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第 51 条 年金給付の支払期月は、2月、4月、6月、8月、10 月及び 12 月の年6回とし、それぞれの支払月にその前月までの分をまとめて支払う。なお、各期支払額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

2 一時金給付は、請求手続終了後1ヶ月以内に支払う。

3 前項の規定にかかわらず、第 59 条に規定する一時金のうち老齢給付金の受給権者が老齢給付金の裁定を受けるときに申し出た場合の一時金は、老齢給付金の支給要件を満たした日の属する月の翌月の末日までに支払う。

4 前3項の給付の支払は、あらかじめ加入者、加入者であった者又はその遺族が指定した金融機関の口座に、基金から振り込むことにより行う。

(給付の制限)

第 52 条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者及び給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者については、遺族給付金を支給しない。

2 受給権者が、正当な理由がなくて法第 98 条の規定による書類その他物件の提出の求めに応じない場合は、給付の全部又は一部を行わない。

3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなった場合には、給付の全部を行わない。

(1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、実施事業所の事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと

(2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は実施事業所の事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと

(未支給の給付)

第 53 条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族は、自己の名で、その未支給の給付を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順位による。

4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その1人に対して行った給付は、全員に対して行ったものとみなす。

(時効)

第 54 条 受給権は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

(譲渡担保の禁止等)

第 55 条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

第2節 老齢給付金

(支給要件)

第 56 条 基金の加入者又は加入者であった者が次のいずれにも該当することとなったときは、第2号に該当した日の属する月の翌月から老齢給付金として第1年金及び第2年金を支給する。

(1) 加入者期間 15 年に達したとき

(2) 50 歳以上で実施事業所に使用されなくなったとき又は 60 歳に達したとき

2 別表第3-4に定める就業規則に定める出向又は、公職就任に伴う休職により実施事業所の被用者年金被保険者等でなくなる(以下「出向等」という。)により資格喪失した後、第40条に該当し再び資格取得した者については、前項第1号において、「15 年」を「15 年から当該出向等期間を控除した期間」とする。(但し、出向等前の加入者期間に係る給付の全部が支給されていない場合に限る。)

(年金額)

第 57 条 年金として支給する老齢給付金(次条の規定によりその支給を繰り下げた場合を含む。)の額は、次の第1号に定める第1年金額と第2号に定める第2年金額の合計額とする。

(1) 第1年金額は、第1標準年金額を支給開始時の年齢に応じ別表第5に定める率で除して得た額とする。

(2) 第2年金額は、裁定請求時に受給権者の選択により、支給期間を5年又は10年とすることができ、その選択に応じて次に定める額とする。

ア 支給期間5年の場合

第2標準年金額

イ 支給期間10年の場合

第2標準年金額に当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める5年確定年金現価率を乗じ、当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める10年確定年金現価率で除して得た額

2 指標利率が最低保証利率を上回った事業年度の第1年金額及び第2年金額は、次の各号に定める額とする。

(1) 第1年金額

当該事業年度の指標利率に応じ別表第4に定める20年確定年金現価率で最終第1仮想個人口座残高を除して得た額を支給開始時の年齢に応じ別表第5に定める率で除して得た額を計算し、その額が前項第1号により計算された額を上回る場合は、当該上回る額を前項第1号により計算された額に加算した額

(2) 第2年金額

当該事業年度の指標利率に応じ別表第4に定める第2年金額の支給期間ごとの確定年金現価率で最終第2仮想個人口座残高を除して得た額を計算し、その額が前項第2号により計算された額を上回る場合は、当該上回る額を前項第2号により計算された額に加算した額

3 前項の指標利率は、事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値(小数点以下第2位を四捨五入)とする。

4 前項の規定にかかわらず、指標利率が5.0%を上回る場合にあっては5.0%とする。

5 第1項の年金額は、第2年金額の支給開始後5年を経過した月の翌月以降は、第1年金額とする。ただし、支給期間を10年として選択した場合にあっては、第2年金額の支給開始後10年を経過した月の翌月以降は、第1年金額とする。

(支給の繰下げ)

第58条 老齢給付金の受給権者であつて、老齢給付金の裁定を受けていない者は、その者が65歳に達するまでの間、第1年金額相当部分、第2年金額相当部分のそれぞれについて、支給の繰下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により繰下げを申し出たときは、第56条の規定にかかわらず、支給の繰下げの終了を申し出た日の属する月の翌月から当該老齢給付金を支給する。

(年金に代えて支給する一時金)

第59条 老齢給付金の受給権者は、老齢給付金の裁定を受けるとき、又は次の各号に掲げる事由に該当する場合であつて、年金として支給する老齢給付金を受けてから第1年金額に相当する部分に

については20年、第2年金額に相当する部分については第57条第1項第2号の支給期間を経過する日までの間、その者の申出により、年金に代えて一時金を受けることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと
- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること
- (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと
- (4) その他前各号に準ずる事情

2 老齢給付金の裁定を受けるときに一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1年金額に相当する部分については、最終第1仮想個人口座残高
- (2) 第2年金額に相当する部分については、最終第2仮想個人口座残高

3 年金として支給する老齢給付金を受けてから一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1年金額に相当する部分については、第1標準年金額に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（20年から第1年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第6に定める一時金換算率を乗じて得た額
- (2) 第2年金額に相当する部分については、第2標準年金額（支給期間10年の場合には第57条第1項第2号イに定める額とする。）に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（第57条第1項第2号の支給期間から第2年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第6に定める一時金換算率を乗じて得た額

（失権）

第60条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

第3節 脱退一時金

（支給要件）

第61条 加入者が次のいずれかに該当した場合にあっては、脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間15年未満である者が、加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。）
- (2) 加入者期間15年以上である者が、第56条第1項第2号に該当することなく加入者の資格を喪失したとき

- 2 出向等により資格喪失した後、第 40 条に該当し再び資格取得した者については、前項各号において、「15 年」を「15 年から当該出向等期間を控除した期間」とする。（但し、出向等前の加入者期間に係る給付の全部が支給されていない場合に限る。）

（一時金額）

第 62 条 脱退一時金の額は、次の第 1 号に定める第 1 脱退一時金額と第 2 号に定める第 2 脱退一時金額の合計額とする。

- (1) 第 1 脱退一時金額 最終第 1 仮想個人口座残高
- (2) 第 2 脱退一時金額 最終第 2 仮想個人口座残高

（支給の繰下げ及び支給の方法）

第 63 条 第 61 条第 1 項第 1 号に該当した者のうち出向等により資格喪失し実施事業所以外の事業所に使用される者及び第 61 条第 1 項第 2 号に該当した者は、60 歳に達するまでの間、第 1 脱退一時金額に相当する部分、第 2 脱退一時金額に相当する部分のそれぞれについて支給の繰下げを申し出ることができる。ただし、当該申出を行う前に既に脱退一時金の支給を受けている部分は除くものとする。

2 前項の規定により脱退一時金の支給の繰下げを行った場合の脱退一時金の額は、次に定める額とする。

- (1) 第 1 脱退一時金の額に相当する部分については、最終第 1 仮想個人口座残高
- (2) 第 2 脱退一時金の額に相当する部分については、最終第 2 仮想個人口座残高

（支給の効果）

第 64 条 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

（失権）

第 65 条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
- (2) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき
- (3) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき
- (4) 加入者の資格を取得したとき

第4節 遺族給付金

(支給要件)

第 66 条 基金の加入者又は加入者であった者が、次のいずれかに該当した場合には、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者が死亡したとき
- (2) 第 61 条第 1 項第 1 号に該当した者のうち出向等により資格喪失し実施事業所以外の事業所に使用される脱退一時金の受給権者及び第 61 条第 1 項第 2 号に該当する脱退一時金の受給権者であつて、脱退一時金の繰下げの申出をしている者が死亡したとき
- (3) 老齢給付金の支給の繰下げの申出を行っている者が死亡したとき
- (4) 老齢給付金の受給権者(老齢給付金の支給の繰下げの申出を行っている者を除く。)であつて、支給開始後第 1 年金に相当する部分については 20 年、第 2 年金に相当する部分については第 57 条第 1 項第 2 号の支給期間を経過していない者が死亡したとき

(遺族の範囲及び順位)

第 67 条 前条の遺族は次に掲げる者とし、その順位は次の各号の順位とする。ただし、同順位の者が 2 名以上となる場合には、その 1 人のした請求は、同順位の者全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

- (1) 配偶者
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族
- 2 前項に規定する遺族が次に掲げる状態になった場合は、遺族ではなくなるものとする。
- (1) 配偶者が婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき
 - (2) 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる者が直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき又は離縁により給付対象者との親族関係が終了したとき

(一時金額)

第 68 条 第 66 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の一時金額は、最終第 1 仮想個人口座残高及び最終第 2 個人口座残高の合計額とする。(既に脱退一時金の支給を受けている部分を除く。)

2 第 66 条第 4 号の一時金額は、第 1 標準年金額に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間(20 年から第 1 年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。)に応じて別表第 6 に定める一時金換算率を乗じて得た額と、第 2 標準年金額(支給期間 10 年の場合には第 57 条第 1 項第 2 号イに定める額とする。)に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間(第 57 条第 1 項第 2 号の支給

期間から第2年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。)に応じて別表第6に定める一時金換算率を乗じて得た額を合算した額とする。(既に第59条に規定する年金に代えて支給する一時金の支給を受けている部分を除く。)

第7章 掛金

(掛金)

第69条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき掛金を拠出する。

(標準掛金)

第70条 掛金のうち、標準掛金は、各加入者の標準給与に、14.6%を乗じて得た額を合算した額とする。

(特別掛金)

第71条 掛金のうち、特別掛金は、過去勤務債務の額を平成16年10月から少なくとも20年で償却するための額として、年額165,960千円以上283,613千円以下とする。

2 平成18年度の特別掛金総額は、280,632千円とし、特別掛金の月額は23,386千円とする。

3 前項に定める特別掛金の月額の実施事業所毎の負担額は、次の算式により算定するものとし、千円未満は千円単位に切上げるものとする。

特別掛金の月額×(実施事業所の加入者数÷総加入者数)

(事務費掛金)

第71条の2 基金の業務委託費又は基金の業務の執行に要する費用に充てるための事務費掛金は、実施事業所毎の加入者数に2,300円を乗じて得た額を合算した額とする。

(掛金の負担)

第72条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付期限)

第73条 事業主は、各月末日現在で計算された掛金を翌月の末日までに基金に納付するものとする。

(財政再計算)

第74条 基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、5年毎に事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。

- 2 基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他規則第 50 条に定める場合は、掛金の額の再計算を行うものとする。

(時効)

第 75 条 掛金の納付に関する時効は2年とする。

(積立金の額の評価)

第 76 条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

第8章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第 77 条 基金は、毎事業年度の決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合には、掛金の額を再計算するものとする。

- 2 前項の許容繰越不足金は、当該事業年度末日における責任準備金の額に 100 分の 15 を乗じて得た額とする。

(非継続基準の財政検証)

第 78 条 事業主は、毎事業年度の決算において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合には、当該下回った額を基準として算定した額を掛金として拠出するものとする。

- 2 前項に定める最低積立基準額は、加入者及び加入者であった者の当該事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)までの加入者期間に係る最低保全給付の現価の合計額とする。ただし、現価の計算に用いる再評価率は、基準日の過去5年における指標利率の実績値の平均を用いて算定した率とする。

- 3 前項に定める最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 基準日において年金給付の支給を受けている者

当該年金給付

- (2) 基準日において、老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者

その者が基準日において老齢給付金の支給を請求するとした場合に支給される年金給付

- (3) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金

- (4) 基準日において加入者である者のうち、基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

標準的な退職年齢に達した日(基準日における年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。)に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとな

る老齢給付金に、次の按分率を乗じて得た額

按分率＝A／B

A 基準日時点の仮想個人口座残高

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の仮想個人口座残高(基準日時点の基準給与及び指標による仮想個人口座残高とする。)

(5) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者

標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる脱退一時金に、次の按分率を乗じて得た額

按分率＝A／B

A 基準日時点の仮想個人口座残高

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の仮想個人口座残高(基準日時点の基準給与及び指標による仮想個人口座残高とする。)

4 前項第4号に規定する標準的な退職年齢は 60 歳とする。

(臨時掛金)

第 79 条 事業年度中において積立金の額が零になることが見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項の掛金は、全額事業主が負担する。

第9章 積立金の運用及び業務の委託

(基金資産運用契約)

第 80 条 基金は、法第 66 条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、基金を共済金受取人とする生命共済契約を農業協同組合連合会、投資一任契約を投資顧問業者とそれぞれ締結するものとする。

2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第 66 条第2項の規定に基づき、基金は、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。

3 第1項の信託契約の内容は、令第 40 条第1項及び規則第71 条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。

(2) 信託金と支払金は相殺しないものであること。

- 4 第1項の生命保険契約又は生命共済契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき保険金又は共済金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
 - (2) 保険料又は共済掛金と保険金又は共済金とは相殺しないものであること。
- 5 第1項の投資・任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。
- 6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第81条 前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 基金資産運用契約の相手方(以下「基金資産運用機関」という。)の名称
 - (2) 信託金、保険料又は共済掛金の払込割合
 - (3) 支払金、保険金又は共済金の負担割合
 - (4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う基金資産運用機関
 - (5) 資産額の変更の手続き
 - (6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第82条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

- 第83条 基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。
- 2 基金は、前項に規定する運用の基本方針と整合的な運用指針を作成し、基金資産運用機関に交付しなければならない。ただし、年金特定信託契約、生命保険一般勘定契約及び生命共済一般勘定契約の相手方である基金資産運用機関を除く。

(分散投資義務)

第 84 条 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

(政策的資産構成割合)

第 85 条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かねばならない。

(資産状況の確認)

第 86 条 基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第 87 条 基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(業務の委託)

第 88 条 基金は、UFJ信託銀行株式会社に次に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 加入者の記録管理(年金受給待期者、年金受給者を含む。)
- (4) 掛金額計算事務
- (5) 給付額計算事務

第 10 章 解散及び清算

(解散)

第 89 条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- (1) 法第 85 条第 1 項の認可があったとき
- (2) 法第 102 条第 6 項の規定による基金の解散の命令があったとき

(解散時の掛金の一括拠出)

第 90 条 この基金が解散する場合において、当該解散する日の積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は当該下回る額を掛金と

して一括拠出するものとする。

(支給義務の消滅)

第 91 条 基金は、基金が解散したときは、この基金の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務についてはこの限りでない。

(残余財産の分配)

第 92 条 この基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、基金が給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「終了制度加入者等」という。)に分配しなければならない。

2 前項の分配は、終了した日において算定した、各終了制度加入者等に係る最低積立基準額に基づき行うものとし、その分配額は、次に定めるところにより算定するものとする。

残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額

イ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額

3 第 1 項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第 11 章 雑 則

(事業年度)

第 93 条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終る。

(届出)

第 94 条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)の規定による死亡の届出義務者は、30 日以内にその旨を基金に届け出なければならない。

2 遺族給付金の受給権者が第 67 条第 2 項各号に該当したときは、30 日以内にその旨を基金に届け出なければならない。

3 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。

(受給手続)

第 95 条 基金による給付を受ける者は、基金に第 47 条に規定する書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、基金が制度の運営に支障を及ぼさないと認めたときは、その一部の書類の提出を省略することができる。

(1) 給付の受領方法についての届

(2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届

(3) 所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)で定める必要な申告書

2 前項による届出を行った事項について変更のあったときは、速やかに基金に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第 96 条 基金は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出するものとする。

2 基金は、前項の書類を基金の事務所及び実施事業所に備え付けて置くものとする。

3 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第 97 条 基金が厚生労働大臣あてに提出する規則第 116 条に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(業務概況の周知)

第 98 条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度1回、次に掲げる事項を加入者及び加入者であった者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているもの(以下この条において「受給権者等」という。)に周知することとする。

(1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

(2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数

(3) 基金が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況

(4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況

(5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況

(6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況

(7) 基本方針の概要

(8) その他基金の事業に係る重要事項

2 基金は、前項に掲げる周知事項を記載した書面を加入者及び受給権者等に交付、又は、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、加入者及び受給権者等各実施事業所に設置された機器等から、当該記録の内容を常時確認できるようにする。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出)

第 99 条 基金の実施事業所が減少するときは、当該減少に係る実施事業所(以下「減少実施事業所」という。)の事業主は、次の第1号及び第2号に掲げる額を合算した額又は第3号に掲げる額のうちいずれか大きい額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

(1) 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の予想額の現価

(2) 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日(当該減少する日が事業年度の末日から4ヶ月を経過していない場合にあっては、直前の事業年度の前事業年度の末日。次号において同じ。)における繰越不足金の額に前号の特別掛金の予想額の現価を特別掛金収入現価で除して得た率を乗じて得た額

(3) 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日において、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合における当該下回っている額に、減少実施事業所に係る最低積立基準額を最低積立基準額で除して得た率を乗じて得た額

2 前項において第1号及び第2号に掲げる額を合算した額が第3号に掲げる額を上回り、減少実施事業所が減少に併せて掛金の額の再計算をするとした場合において、次の2号以外の要因により増加することとなる場合には、前項の定めにかかわらず、減少実施事業所の事業主は前項に定める額に次に定める額を加算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

次の2号以外の要因により増加することとなる掛金の額のうち減少実施事業所の事業主が拠出すべき額として合理的に計算した額

(1) 減少日において、積立金の額が当該日を法第 60 条第2項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した責任準備金の額を下回ることが見込まれる場合に当該下回る額の見込額を償却することによるもの

(2) 減少日において、時価で評価した積立金の額が前回の財政再計算の計算基準日において用いた規則第 48 条第 1 項に規定する方法で評価した積立金の額を下回ることが見込まれる場合に当該下回る額の見込額を償却することによるもの

3 前項の掛金は、全額事業主が負担する。

(法令の適用)

第 100 条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続き、その他の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(加入者及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 平成 16 年 10 月 1 日に、第 39 条に定める加入者の資格を有する者は、この規約の施行日(以下「施行日」という。)に加入するものとする。

2 施行日において現に出向等期間中の者については、第 40 条に該当し資格取得した日(以下「出向満了日」という。)に加入するものとする。

3 第1項又は第2項の規定により加入者となった者が、施行日の前に実施事業所に使用されていた期間は加入者期間に合算するものとし、当該加入者期間の計算は、第 42 条の規定によるものとする。

(老齢給付金の支給要件及び脱退一時金の繰下げに関する経過措置)

第2条の2 前条第1項又は第2項の規定に基づき加入者となった者が、施行日の前に実施事業所に使用されることとなった日より前に別表第3-5に定める就業規則の規定により勤続年数として計算される期間(以下「控除対象期間」という。)を有し、かつ、施行日時点で加入者の資格を喪失したとして、第 56 条第1項第1号における「15 年」を「15 年から控除対象期間を控除した期間」とした場合の同条同項同号に規定する要件を満たす場合(同条第2項の規定を適用し当該要件を満たす場合を含む。)には、以下の通り取り扱うものとする。

(1) 第 56 条第1項第2号に該当するときは、同条同項第1号の規定は適用しない。

(2) 第 56 条第1項第2号に該当することなく加入者の資格を喪失したときは、第 61 条第1項第2号に該当したものとして第 63 条の規定を適用するものとする。

(事業年度の経過措置)

第3条 第 93 条の規定にかかわらず、基金の最初の事業年度は施行日に始まるものとし、平成 18 年 3 月 31 日に終了するものとする。

(再評価率の経過措置)

第3条の2 最初の事業年度においては、第 44 条の3第1項(附則第7条の2において準用する場合を含む。)中「事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均値(小数点以下第2位を四捨五入)」を「平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの期間については、平成 15 年に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均値(小数点以下第2位を四捨五入)とし、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの期間については、平成 16 年に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均値(小数点以下第2位を四捨五入)」と読み替えるものとする。

(指標利率の経過措置)

第3条の3 最初の事業年度においては、第57条第3項(附則第8条第3項において準用する場合を含む。)中「事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値(小数点以下第2位を四捨五入)」を「平成16年10月1日から平成17年3月31日までの期間については、平成15年に発行された10年国債の応募者利回りの平均値(小数点以下第2位を四捨五入)とし、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間については、平成16年に発行された10年国債の応募者利回りの平均値(小数点以下第2位を四捨五入)」と読み替えるものとする。

(年金額及び一時金額に関する経過措置)

第3条の4 最初の事業年度においては、第48条第1項及び第2項、第57条第3項、附則第8条第1項の「事業年度ごと」を「平成16年10月1日から平成17年3月31日までの期間と平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間のそれぞれについて」と、第48条第1項及び第2項、第57条第1項及び第2項、附則第8条第1項及び第2項の「当該事業年度の」を「平成16年10月1日から平成17年3月31日までの期間と平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間のそれぞれの」と読み替えるものとする。

(厚生年金基金からの移行)

- 第4条 事業主は、法第112条第4項の規定に基づき、同項の規定により消滅した日立コミュニケーションテクノロジー厚生年金基金(以下「旧基金」という。)に係る権利義務を承継するものとする。
- 2 この基金は、旧基金が厚生年金代行給付の支給に関する義務を負っている者に係る厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。)第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を政府に納付するものとする。
- 3 施行日において、旧基金の受給権を取得している者(年金たる給付の支給要件のうち年齢に関する要件以外の要件を満たしている加入者であった者を含む。以下同じ。)は、支給に関する権利義務が承継された給付について、基金における受給権者とする。

(継続加入者に係る給付に関する経過措置)

第5条 前条第1項の規定によりその支給に関する義務を承継した旧基金の加入員であって、附則第2条の規定によりこの基金の加入者となった者(附則13条に該当する者を除く。)の第1仮想個人口座残高は、第44条第1項及び第2項中「第1初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表第3-6に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第1年金移行時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「施行日」とそれぞれ読み替えて、第2仮想個人口座残高は、第44条の2第1項及び第2項中「第2初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表第3-6に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第2年金移行時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「施行日」とそれぞれ読み替えて、計算された額とし、標準給与は、第45条中「第1拠出クレジット」を「施行日現在の加入者の職群等級等に応じた標準年金ポイントに第1年金拠出率を乗

じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額」と、「第2拠出クレジット」を「施行日現在の加入者の職群等級等に応じた標準年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額」とそれぞれ読み替えて計算された額とする。

- 2 施行日において現に出向等期間中の者が、施行日後に第40条に該当し資格取得し加入者となった場合は、第1仮想個人口座残高は、第44条第1項及び第2項中「第1初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表第3-6に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第1年金出向等満了時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「出向等満了日」とそれぞれ読み替えて、第2仮想個人口座残高は、第44条の2第1項及び第2項中「第2初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表第3-6に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第2年金出向等満了時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「出向等満了日」とそれぞれ読み替えて、計算された額とし、標準給与は、第45条中「第1拠出クレジット」を「標準年金ポイントに第1年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額」と、「第2拠出クレジット」を「標準年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数(小数点以下四捨五入)に年金ポイント単価を乗じて得た額」とそれぞれ読み替えて計算された額とする。
- 3 施行日前日において株式会社日立コミュニケーションテクノロジーが実施していた適格退職年金において社員適格退職年金規則平成15年10月1日付附則第3条に定める給付の権利を有する者の施行日における第2仮想個人口座残高は、前2項に規定する額に同条に定める額を加算して得た額とする。

(経過保障年金)

第6条 前条第1項及び第2項の適用を受ける者(以下「継続加入者」という。)であつて施行日の前日において50歳以上の旧基金の加入員(以下「経過保障年金対象者」という。)については、実施事業所に使用されなくなったとき又は60歳に達したときのいずれかに該当したときに、次条第1号に定める資格喪失時第3クレジットが零を上回る場合、その者に実施事業所に使用されなくなったとき又は60歳に達したときのいずれかに該当した日の属する月の翌月から経過保障年金を支給する。

(第3仮想個人口座残高)

第7条 経過保障年金対象者については、次の各号の規定に基づき付与される資格喪失時第3クレジット及び第3利息クレジットの合計額を第3仮想個人口座残高とする。

(I) 資格喪失時第3クレジットは、次のアに定める額からイに定める額を控除して得た額(イの額がアの額を上回る場合は零)とする。

ア 施行日における旧基金の加入員期間等に応じて次に定める額

(i) 施行日において旧基金の加算適用加入員期間15年以上の者

施行日の前日において退職したものとみなして日立コミュニケーションテクノロジー厚生年金基金規約(以下「旧規約」という。)附則第7条の規定により計算された特例退職一時金額、施行日の前日現在効力を有する株式会社日立コミュニケーションテクノロジーの社員退職金

規程第11条に規定する調整加算の額、第12条に規定する定年加算の額、第13条に規定する定年慰労金の額及び第14条に規定する特別加算の額の合計額に146,048円を加算した額

(ii) 施行日において旧基金の加算適用加入員期間15年未満の者

施行日の前日において退職したものとみなして旧規約第68条の規定により計算された脱退一時金額施行日の前日現在効力を有する株式会社日立コミュニケーションテクノロジーの社員退職金規程第11条に規定する調整加算の額、第12条に規定する定年加算の額、第13条に規定する定年慰労金の額及び第14条に規定する特別加算の額の合計額に146,048円を加算した額

イ 加入者の資格を喪失した日の第1仮想個人口座残高及び第2仮想個人口座残高並びに資格喪失日の前日の職群等級等に応じ附則別表第Aに定める額の合計額

(2) 第3利息クレジットは、次に規定する日(以下「第3利息クレジット付与日」という。)に付与する。

ア 経過保障年金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入者の資格を喪失した日の翌日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各4月1日

イ 支給の繰下げが終了した日(死亡により支給の繰下げが終了する場合にあつては、死亡日)

(3) 第3利息クレジットは、第3利息クレジット付与日時点において、次の算式により算出される金額とし、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し円単位とする。

$$a3 \times \{(1+b1)^{c1/12} - 1\}$$

ただし、直前の第3利息クレジット付与日以降再評価率に変更があつた場合は、次の算式とする。

$$a3 \times \{(1+b1)^{c1/12} \times (1+b2)^{c2/12} - 1\}$$

a3: 直前の第3利息クレジット付与日(初回の第3利息クレジット付与日においては「資格喪失時第3クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同じ。)における第3仮想個人口座残高

b1: 直前の第3利息クレジット付与日における再評価率

b2: 第3利息クレジット付与日における再評価率

c1: 直前の第3利息クレジット付与日の属する月から第3利息クレジット付与日の属する月の前月(前号イに該当する場合は当月)までのうち再評価率がb1であつた月数

c2: 直前の第3利息クレジット付与日の属する月から第3利息クレジット付与日の属する月の前月(前号イに該当する場合は当月)までのうち再評価率がb2であつた月数

(4) 資格喪失日(附則第9条の規定に基づき、経過保障年金の支給の繰下げを申し出た場合においては、第2号イに規定する日)の第3仮想個人口座残高(以下「最終第3仮想個人口座残高」という。)をもって第3仮想個人口座残高を確定する。

(経過保障年金の再評価率)

第7条の2 前条第3号の再評価率は、第44条の3第1項及び第2項に規定する再評価率とする。

(経過保障年金額)

第8条 経過保障年金は、裁定請求時に受給権者の選択により、支給期間を5年又は10年とすることができ、その額は、支給期間の選択に応じて次に定める額とする。

ア 支給期間5年の場合

事業年度ごとに計算した最終第3仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める5年確定年金現価率で除して得た額（以下「第3標準年金額」という。）

イ 支給期間10年の場合

第3標準年金額に当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める5年確定年金現価率を乗じ、当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める10年確定年金現価率で除して得た額

- 2 指標利率が最低保証利率を上回った事業年度の経過保障年金の額は、当該事業年度の指標利率に応じ別表第4に定める支給期間ごとの年金現価率で第3仮想個人口座残高を除いて得た額を計算し、その額が前項により計算された額を上回る額を前項により計算された額に加算した額とする。
- 3 前項の指標利率は、第57条第3項及び第4項に規定する指標利率とする。

(経過保障年金の支給の繰下げ)

第9条 経過保障年金の受給権者であって、経過保障年金の支給を受けていない者は、その者が65歳に達するまでの間、経過保障年金の支給の繰下げを申し出ることができる。

- 2 前項の規定により繰下げを申し出たときは、附則第6条の規定にかかわらず、支給の繰下げの終了を申し出た日の属する月の翌月から経過保障年金を支給する。

(経過保障年金に代えて支給する一時金)

第10条 経過保障年金の受給権者は、その受給権を取得したとき、又は、第59条第1項各号に掲げる事由に該当する場合であって、年金として支給する経過保障年金を受けてから附則第8条第1項の支給期間を経過する日までの間において、その者の申出により、年金に代えて一時金を受けることができる。

- 2 経過保障年金の受給権を取得したときに一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、最終第3仮想個人口座残高とする。
- 3 年金として支給する経過保障年金を受けてから一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、第3標準年金額（支給期間10年の場合には附則第8条第1項イに定める額とする。）に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（附則第8条第1項の支給期間から経過保障年金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第6に定める一時金

換算率を乗じて得た額とする。

(経過保障年金の失権)

第 11 条 経過保障年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 経過保障年金の全部を一時金として支給されたとき
- (3) 附則第 8 条第 1 項の支給期間が経過したとき

(経過保障遺族一時金)

第 12 条 経過保障年金対象者が、次の各号のいずれかに該当したときは、経過保障遺族一時金を支給する。

- (1) 加入者が死亡したとき
 - (2) 経過保障年金の支給の繰下げの申出を行っている者が死亡したとき
 - (3) 経過保障年金の受給権者(経過保障年金の支給の繰下げの申出を行っている者を除く。)であつて、経過保障年金支給開始後附則第 8 条第 1 項の支給期間を経過していない者が死亡したとき
- 2 前項の遺族の範囲及び順位は第 67 条の規定を準用する。
- 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の一時金額は、附則第 7 条により計算される最終第 3 仮想個人口座残高とする。
- 4 第 1 項第 3 号の一時金額は、第 3 標準年金額(支給期間 10 年の場合には附則第 8 条第 1 項イに定める額とする。)に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間(附則第 8 条第 1 項の支給期間から経過保障年金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。)に応じて別表第 6 に定める一時金換算率を乗じて得た額とする。

(非継続加入者)

第 13 条 附則第 4 条第 1 項の規定によりその支給に関する義務を承継した旧基金の加入員(旧基金の受給権を取得している者を除く。)であつて施行日において従業者に該当しない者(以下「非継続加入者」という。)は、施行日において基金の加入者の資格を喪失するものとする。

(特例脱退一時金)

第 14 条 非継続加入者が施行日において、次の第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当するときは、特例脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間 15 年未満
 - (2) 加入者期間 15 年以上かつ 60 歳未満
- 2 特例脱退一時金の額は、施行日の前日における旧規約に基づき計算された基本退職年金額から、旧基金が厚年法附則第 30 条第 1 項の認可を受けた日前の旧基金の加入員であつた全期間の旧規

約第48条にいう平均標準給与の月額 $\frac{1,000}{7.125}$ (旧規約別表第12の2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)に相当する額に旧基金が同項の認可を受けた日現在の旧基金の加入員であった期間の月数に乗じて得た額(以下「代行年金額」という。)を控除した額(以下「特例基準額」という。)に施行日現在の年齢及び旧規約第57条第1項各号のいずれかに該当したときの年齢(以下「特例支給開始年齢」という。)に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額とする。

- 3 第1項第2号に該当した者は、60歳に達するまでの間、特例脱退一時金の支給の繰下げを申し出ることができる。この場合、支給を繰り下げた特例脱退一時金の額は、特例基準額に繰下げが終了したときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額とする。
- 4 特例脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
 - (1) 特例脱退一時金の全部の支給を受けたとき
 - (2) 特例脱退一時金の受給権者が死亡したとき
 - (3) 特例脱退一時金の受給権者が次条に規定する特例老齢給付金の受給権を取得したとき

(特例老齢給付金)

第14条の2 非継続加入者が施行日において、加入者期間15年以上かつ60歳以上に該当するとき又は特例脱退一時金を繰下げている者が、60歳に達したときは、特例老齢給付金を支給する。

- 2 特例老齢給付金の額は、特例基準額に施行日現在の年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Bに定める率を乗じて得た額とし、60歳に達した日(施行日において60歳以上の者については施行日とする。)の属する月の翌月から支給する。
- 3 特例老齢給付金の受給権者は、その受給権を取得したとき又は第59条第1項各号に掲げる事由に該当した場合であって特例老齢給付金を受けてから5年を経過する日までの間において、特例老齢給付金に代えて一時金を受けることができる。この場合、一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 特例老齢給付金の受給権を取得したときに申し出た場合
特例基準額に申し出たときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額
 - (2) 特例老齢給付金を受けてから5年を経過する日までの間に申し出た場合
特例老齢給付金の額に既に支給を受けた期間に応じ附則別表第Dに定める率を乗じて得た額
- 4 特例老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
 - (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 特例老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき
 - (3) 特例老齢給付金の支給を受けてから5年を経過したとき

(特例遺族一時金)

第 15 条 非継続加入者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その者の遺族(遺族の範囲及び順位は第 67 条の例による。)に特例遺族一時金を支給する。

- (1) 附則第 14 条第 3 項の規定によりその支給を繰り下げている特例脱退一時金の受給権者が死亡したとき
 - (2) 特例老齢給付金の受給権者であつて支給開始後 5 年を経過していない者が死亡したとき
- 2 特例遺族一時金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号に該当する場合

特例基準額に死亡したときの年齢及び特例支給開始年齢に依り附則別表第 C に定める率を乗じて得た額

- (2) 前項第 2 号に該当する場合

特例老齢給付金の額に既に支給を受けた期間に依り附則別表第 D に定める率を乗じて得た額

(承継受給権者に係る給付に関する経過措置)

第 16 条 附則第 4 条第 3 項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した旧基金の受給権者(以下「承継受給権者」という。)に支給する旧基金の基本年金額に相当する部分の給付については、次条から附則第 20 条までの規定により次の各号に掲げる給付として支給する。

- (1) 本人の選択に基づき、経過基本年金 A 若しくは経過基本年金 B
 - (2) 経過基本年金 C
 - (3) 経過基本年金 D
- 2 前項第 1 号に規定する選択は、施行日に行うこととする。
- 3 前項のほか施行日現在 60 歳未満である承継受給権者については、附則第 17 条第 3 項又は附則第 18 条第 5 項の規定により受給権が消滅している場合を除き、60 歳到達時に第 1 項第 1 号に規定する選択を再び行うことができるものとする。

(経過基本年金 A)

第 17 条 承継受給権者が経過基本年金 A を選択した場合は、施行日の属する月(施行日において旧基金の基本年金額に相当する部分の支給開始年齢に達していない者にあつては当該年齢に達した月)の翌月から経過基本年金 A を支給する。

- 2 前項の経過基本年金 A の額は、特例基準額とする。
- 3 経過基本年金 A の受給権は、受給権者が死亡したときに消滅する。

(経過基本年金 B)

第 18 条 承継受給権者が経過基本年金 B を選択した場合は、施行日の属する月(施行日において 60 歳未満の者については60 歳に達した月)の翌月から経過基本年金 B を支給する。

- 2 経過基本年金 B の額は、特例基準額に、施行日における年齢及び特例支給開始年齢に依り附

則別表第Bに定める率を乗じて得た額とする。✓

- 3 経過基本年金Bの受給権者が、経過基本年金Bを選択したときから経過基本年金Bの支給を受けるまでの間又は第59条第1項各号に該当した場合であつて経過基本年金Bを受けてから5年を経過する日までの間に申し出たときは、経過基本年金Bに代えて経過選択一時金Bを受けることができる。
- 4 経過選択一時金Bの額は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 経過基本年金Bの支給を受けるまでの間に申し出た場合
特例基準額に申し出たときの年齢及び特例支給開始年齢に應じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額
 - (2) 経過基本年金Bの支給を受けてから5年を経過する日までの間に申し出た場合
経過基本年金Bの額に既に支給を受けた期間に應じ附則別表第Dに定める率を乗じて得た額
- 5 経過基本年金Bの受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
 - (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 経過基本年金Bの全部を一時金として支給されたとき
 - (3) 経過基本年金Bの支給を受けてから5年が経過したとき

(経過遺族一時金B)

第18条の2 前条の経過基本年金Bの受給権者が支給開始後5年を経過するまでに死亡したときは、その者の遺族に経過遺族一時金Bを支給する。

- 2 経過遺族一時金Bの額は次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 経過基本年金Bの支給を受けるまでの間に死亡した場合
特例基準額に死亡したときの年齢及び特例支給開始年齢に應じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額
 - (2) 経過基本年金Bの支給を受けてから5年を経過する日までの間に死亡した場合
経過基本年金Bの額に既に支給を受けた期間に應じ附則別表第Dに定める率を乗じて得た額

(経過基本年金C)

第19条 平成15年2月以前に旧基金の受給権を取得した承継受給権者のうち、男子にあつて昭和28年4月2日以降に生まれた者又は女子にあつて昭和33年4月2日以降に生まれた者については、その者が60歳に達した日の属する月の翌月からその者が65歳(厚年法附則第8条の2の規定に該当する者にあつては、同条に定める年齢。以下「支給終了年齢」という。)に達した日(当該達した日までその者が死亡したときは死亡した日)の属する月までの間、経過基本年金Cを支給する。

- 2 前項の経過基本年金Cの額は、代行年金額とする。
- 3 経過基本年金Cの受給権者が、経過基本年金Cの支給を受けるまでの間に、又は経過基本年金Cを受給中に第59条第1項各号に該当した場合に申し出たときは、経過基本年金Cに代えて経過選択一時金Cを受けることができる。
- 4 経過選択一時金Cの額は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 経過基本年金Cの支給を受けるまでの間に申し出た場合
代行年金額に申し出たときの年齢及び 60 歳から支給終了年齢までの期間に応じ附則別表第Eに定める率を乗じて得た額
 - (2) 経過基本年金Cの支給を受けてから支給終了年齢に達する日までの間に申し出た場合
経過基本年金Cの額に既に支給を受けた期間及び 60 歳から支給終了年齢までの期間に応じ附則別表第Dに定める率を乗じて得た額
- 5 経過基本年金Cの受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
- (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 経過基本年金Cの全部を一時金として支給されたとき
 - (3) 支給終了年齢に達したとき

(経過遺族一時金C)

- 第 19 条の2 前条の経過基本年金Cの受給権者が特例支給開始年齢に到達するまでに死亡したときは、その者の遺族に経過遺族一時金Cを支給する。
- 2 経過遺族一時金Cの額は次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 経過基本年金Cの支給を受けるまでの間に死亡した場合
代行年金額に死亡したときの年齢及び 60 歳から支給終了年齢までの期間に応じ附則別表第Eに定める率を乗じて得た額
 - (2) 経過基本年金Cの支給を受けてから5年を経過する日までの間に死亡した場合
経過基本年金Cの額に既に支給を受けた期間及び 60 歳から支給終了年齢までの期間に応じ附則別表第Dに定める率を乗じて得た額

(経過基本年金D)

- 第 20 条 承継受給権者のうち、施行日以降において次の各号に該当することとなった者が申し出たときはその者に経過基本年金Dを支給する。
- (1) 厚年法附則第8条の2に規定する年齢に達している者が、同法第 42 条第2項に定める老齢厚生年金の支給要件を満たさない場合
 - (2) 厚年法附則第8条(同法附則第8条の2の規定により読み替えられた場合を含む。)の規定による老齢厚生年金(以下「特例支給の老齢厚生年金」という。)又は厚年法附則第7条の3若しくは同法附則第 13 条の4に規定する老齢厚生年金(以下「繰上げ支給の老齢厚生年金」という。)の受給権を有する者(この基金の実施事業所に使用されている者を除く。)が、厚年法附則第 13 条第4項各号(第4号及び第5号を除く。)又は同法附則第7条の6第5項各号若しくは同法附則第 13 条の7第5項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する場合
 - (3) 特例支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権を有する者が、厚年法附則第 13 条第4項第4号若しくは第5号又は同法附則第 13 条の7第5項第3号のいずれかに該当する場合

- (4) 老齢厚生年金の受給権者が、厚年法第 133 条の2第3項各号のいずれかに該当する場合
 - (5) 老齢厚生年金の受給権者が、厚年法第 38 条第1項に該当する場合
 - (6) 老齢厚生年金の受給権者が、厚年法第 38 条の2第1項に該当する場合
- 2 前項の経過基本年金Dの額は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に該当する場合
その者に係る代行年金額
 - (2) 前項第2号に該当する場合
その者に係る代行年金額から、厚年法附則第 13 条第4項各号(第4号及び第5号を除く。)又は同法附則第7条の6第5項各号若しくは同法附則第 13 条の7第5項各号(第3号を除く。)のうちいずれか該当する号に定める額を控除して得た額
 - (3) 前項第3号に該当する場合
その者に係る代行年金額(旧規約第 57 条第3項又は第 66 条第3項の規定によりその支給が停止される部分に相当する額を除く。)から厚年法附則第 13 条第4項第4号若しくは第5号又は同法附則第 13 条の7第5項第3号のいずれか該当した号に定める額を控除して得た額
 - (4) 前項第4号に該当する場合
厚年法第 133 条の2第3項に規定する支給停止額(その額が代行年金に相当する額を超える場合は代行年金に相当する額とする。)
 - (5) 前項第5号に該当する場合
その者に係る代行年金額
 - (6) 前項第6号に該当する場合
その者に係る代行年金額の2分の1
- 3 経過基本年金Dの受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
- (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 受給権者が、第1項各号に該当しなくなったとき

(給付に関する規定の準用)

第 21 条 経過保障年金、経過保障遺族一時金、特例脱退一時金、特例老齢給付金、特例遺族一時金、経過基本年金B、経過遺族一時金B、経過基本年金C、経過遺族一時金Cの給付については、第 47 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条の規定を準用するものとする。

2 経過基本年金A、経過基本年金Dの給付については、第 47 条第1項及び第2項、並びに、旧規約の第 50 条、第 50 条の2、第 51 条の規定を準用するものとする。但し、旧規約の第 51 条の準用にあつては、同条第3項に規定する表を以下の表に読み替えるものとし、施行日現在 60 歳以上である承継受給権者については、施行日の前日現在適用されていた取扱いを継続する。

金 額	3万円以上	3万円未満
支払期月	2月、4月 6月、8月 10月、12月	6月

(適格退職年金からの移行)

第 22 条 事業主は、附則第2条第1項の規定により基金の加入者となった者のうち当該事業主が実施していた適格退職年金契約の受益者等である者の過去勤務債務の額に係る特別掛金として、当該適格退職年金契約を解除したことにより当該事業主に返還される金額を一括して払い込むものとする。

2 事業主は、前項に規定する特別掛金を、当該適格退職年金契約の相手方から契約解除に伴い返還を受けた日に拠出しなければならない。

(厚生年金基金から移行する際の不足額の一括拠出)

第 23 条 基金は、旧基金が法第112条の規定に基づき、確定給付企業年金に移行するにあたり、当該移行する日における年金給付等積立金の額が、当該移行する日において旧基金が年金たる給付(厚生年金代行給付に限る)の支給に関する義務を負っている者に係る厚年法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を下回るときは、実施事業所の事業主は当該下回る額を特別掛金として一括して拠出するものとする。

2 前項に規定する特別掛金の拠出は、当該特別掛金の額を実施事業所の最低積立基準額に応じて按分した額を、実施事業所の事業主が基金に納付することにより行なうものとする。

3 前2項に定めるところにより、この基金が当該特別掛金の納入の告知をしたときは実施事業所の事業主は、納入告知書に定める納付期限までに当該特別掛金を納付しなければならない。

(代議員及び役員の任期に関する経過措置)

第 24 条 施行日後、最初に選定又は互選された代議員及び役員の任期については、第8条第1項及び第27条第1項の規定にかかわらず、旧基金の残任期間とする。

(最初の事業年度の実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出)

第 25 条 基金の最初の事業年度において、第99条第1項の規定を適用する場合、同項第3号に「減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日」とあるのは、「減少実施事業所が減少する日が平成17年3月31日以前の場合は平成16年10月1日、平成17年4月1日以降平成18年3月31日以前の場合は平成17年4月1日」と読み替えるものとする。

(中途脱退者)

第 26 条 基金は、当分の間、加入者の資格を喪失した者であつて、厚生年金基金令附則第9条第1項の規定により中途脱退者とみなされた者が申し出た場合は、当該者に係る脱退一時金に相当する額の交付を厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)に申し出ることができる。

2 前項の規定により申出をした場合には、連合会の規約に定めるところにより、当該申出に係る中途脱退者に、年金給付又は一時金給付を支給する。

3 第1項の規定により脱退一時金に相当する額を連合会に交付したときは、その額の計算の基礎となった加入者期間は算入しないものとする。

(終了制度加入者等の取扱い)

第 27 条 当分の間、第 92 条第1項に定める終了制度加入者等であつて、厚生年金基金令附則第 10 条第1項の規定により厚年法第 147 条第4項に規定する者又は解散基金加入員とそれぞれみなされた者が申し出た場合、当該者に係る残余財産の交付を連合会に申し出ることができる。

附則別表第A 経過保障年金に係る控除額

資格喪失時の職群等級	控除額
総合職1級	1,970,000 円
総合職2級	1,150,000 円
総合職3級	1,000,000 円
総合職4級	660,000 円
上記以外	0 円

附則別表第B

年齡	特例支給開始年齡					
	60 歲	61 歲	62 歲	63 歲	64 歲	65 歲
15 歲	2. 5223	2. 3208	2. 1315	1. 9539	1. 7875	1. 6318
16	2. 5231	2. 3214	2. 1321	1. 9544	1. 7880	1. 6322
17	2. 5239	2. 3220	2. 1328	1. 9551	1. 7885	1. 6326
18	2. 5253	2. 3235	2. 1341	1. 9562	1. 7895	1. 6338
19	2. 5271	2. 3252	2. 1355	1. 9576	1. 7910	1. 6349
20	2. 5287	2. 3265	2. 1368	1. 9589	1. 7920	1. 6359
21	2. 5305	2. 3282	2. 1384	1. 9603	1. 7932	1. 6371
22	2. 5319	2. 3296	2. 1396	1. 9613	1. 7944	1. 6380
23	2. 5335	2. 3310	2. 1409	1. 9626	1. 7955	1. 6391
24	2. 5352	2. 3325	2. 1424	1. 9638	1. 7967	1. 6401
25	2. 5368	2. 3341	2. 1438	1. 9652	1. 7979	1. 6413
26	2. 5382	2. 3355	2. 1449	1. 9664	1. 7988	1. 6422
27	2. 5398	2. 3368	2. 1462	1. 9674	1. 7999	1. 6431
28	2. 5411	2. 3380	2. 1473	1. 9685	1. 8008	1. 6440
29	2. 5426	2. 3394	2. 1487	1. 9697	1. 8020	1. 6450
30	2. 5444	2. 3411	2. 1502	1. 9710	1. 8032	1. 6461
31	2. 5460	2. 3425	2. 1514	1. 9722	1. 8043	1. 6471
32	2. 5474	2. 3438	2. 1527	1. 9733	1. 8053	1. 6480
33	2. 5491	2. 3454	2. 1541	1. 9747	1. 8066	1. 6491
34	2. 5508	2. 3470	2. 1556	1. 9760	1. 8077	1. 6502
35	2. 5527	2. 3488	2. 1572	1. 9775	1. 8091	1. 6515
36	2. 5548	2. 3506	2. 1589	1. 9791	1. 8105	1. 6528
37	2. 5571	2. 3528	2. 1609	1. 9809	1. 8122	1. 6543
38	2. 5594	2. 3548	2. 1628	1. 9826	1. 8138	1. 6558
39	2. 5621	2. 3574	2. 1652	1. 9848	1. 8157	1. 6576
40	2. 5651	2. 3601	2. 1676	1. 9870	1. 8179	1. 6595
41	2. 5682	2. 3630	2. 1702	1. 9895	1. 8201	1. 6615
42	2. 5719	2. 3663	2. 1734	1. 9923	1. 8227	1. 6638
43	2. 5759	2. 3700	2. 1767	1. 9954	1. 8255	1. 6664
44	2. 5803	2. 3740	2. 1804	1. 9988	1. 8286	1. 6692

年齡	特例支給開始年齡					
	60 歲	61 歲	62 歲	63 歲	64 歲	65 歲
45	2. 5851	2. 3785	2. 1845	2. 0026	1. 8320	1. 6724
46	2. 5906	2. 3836	2. 1892	2. 0068	1. 8359	1. 6760
47	2. 5969	2. 3894	2. 1945	2. 0117	1. 8404	1. 6800
48	2. 6038	2. 3957	2. 2003	2. 0170	1. 8453	1. 6845
49	2. 6113	2. 4026	2. 2067	2. 0228	1. 8506	1. 6893
50	2. 6197	2. 4103	2. 2137	2. 0293	1. 8565	1. 6948
51	2. 6287	2. 4186	2. 2214	2. 0363	1. 8629	1. 7006
52	2. 6390	2. 4281	2. 2301	2. 0443	1. 8702	1. 7073
53	2. 6503	2. 4385	2. 2396	2. 0530	1. 8782	1. 7146
54	2. 6626	2. 4498	2. 2500	2. 0626	1. 8869	1. 7225
55	2. 6759	2. 4621	2. 2613	2. 0729	1. 8964	1. 7312
56	2. 6906	2. 4755	2. 2737	2. 0843	1. 9068	1. 7406
57	2. 7067	2. 4904	2. 2873	2. 0967	1. 9182	1. 7511
58	2. 7246	2. 5068	2. 3024	2. 1106	1. 9309	1. 7626
59	2. 7446	2. 5253	2. 3193	2. 1261	1. 9451	1. 7756
60	2. 7671	2. 5460	2. 3383	2. 1436	1. 9610	1. 7902
61	2. 7102	2. 7102	2. 4892	2. 2818	2. 0875	1. 9056
62	2. 6524	2. 6524	2. 6524	2. 4314	2. 2244	2. 0306
63	2. 5935	2. 5935	2. 5935	2. 5935	2. 3726	2. 1659
64	2. 5334	2. 5334	2. 5334	2. 5334	2. 5334	2. 3127
65	2. 4719	2. 4719	2. 4719	2. 4719	2. 4719	2. 4719
66	2. 4088	2. 4088	2. 4088	2. 4088	2. 4088	2. 4088
67	2. 3440	2. 3440	2. 3440	2. 3440	2. 3440	2. 3440
68	2. 2775	2. 2775	2. 2775	2. 2775	2. 2775	2. 2775
69	2. 2096	2. 2096	2. 2096	2. 2096	2. 2096	2. 2096
70	2. 1404	2. 1404	2. 1404	2. 1404	2. 1404	2. 1404
71	2. 0702	2. 0702	2. 0702	2. 0702	2. 0702	2. 0702
72	1. 9989	1. 9989	1. 9989	1. 9989	1. 9989	1. 9989
73	1. 9270	1. 9270	1. 9270	1. 9270	1. 9270	1. 9270
74	1. 8547	1. 8547	1. 8547	1. 8547	1. 8547	1. 8547
75	1. 7822	1. 7822	1. 7822	1. 7822	1. 7822	1. 7822
76	1. 7099	1. 7099	1. 7099	1. 7099	1. 7099	1. 7099
77	1. 6380	1. 6380	1. 6380	1. 6380	1. 6380	1. 6380

年齡	特例支給開始年齡					
	60 歲	61 歲	62 歲	63 歲	64 歲	65 歲
78	1.5670	1.5670	1.5670	1.5670	1.5670	1.5670
79	1.4976	1.4976	1.4976	1.4976	1.4976	1.4976
80	1.4300	1.4300	1.4300	1.4300	1.4300	1.4300
81	1.3630	1.3630	1.3630	1.3630	1.3630	1.3630
82	1.2982	1.2982	1.2982	1.2982	1.2982	1.2982
83	1.2359	1.2359	1.2359	1.2359	1.2359	1.2359
84	1.1759	1.1759	1.1759	1.1759	1.1759	1.1759
85	1.1179	1.1179	1.1179	1.1179	1.1179	1.1179
86	1.0627	1.0627	1.0627	1.0627	1.0627	1.0627
87	1.0109	1.0109	1.0109	1.0109	1.0109	1.0109
88	0.9620	0.9620	0.9620	0.9620	0.9620	0.9620
89	0.9151	0.9151	0.9151	0.9151	0.9151	0.9151
90	0.8698	0.8698	0.8698	0.8698	0.8698	0.8698
91	0.8279	0.8279	0.8279	0.8279	0.8279	0.8279
92	0.7880	0.7880	0.7880	0.7880	0.7880	0.7880
93	0.7499	0.7499	0.7499	0.7499	0.7499	0.7499
94	0.7134	0.7134	0.7134	0.7134	0.7134	0.7134
95	0.6781	0.6781	0.6781	0.6781	0.6781	0.6781
96	0.6451	0.6451	0.6451	0.6451	0.6451	0.6451
97	0.6135	0.6135	0.6135	0.6135	0.6135	0.6135
98	0.5847	0.5847	0.5847	0.5847	0.5847	0.5847
99	0.5575	0.5575	0.5575	0.5575	0.5575	0.5575
100	0.5316	0.5316	0.5316	0.5316	0.5316	0.5316
101	0.5070	0.5070	0.5070	0.5070	0.5070	0.5070
102	0.4836	0.4836	0.4836	0.4836	0.4836	0.4836
103	0.4612	0.4612	0.4612	0.4612	0.4612	0.4612
104	0.4396	0.4396	0.4396	0.4396	0.4396	0.4396
105	0.4183	0.4183	0.4183	0.4183	0.4183	0.4183
106	0.3964	0.3964	0.3964	0.3964	0.3964	0.3964
107	0.3723	0.3723	0.3723	0.3723	0.3723	0.3723
108	0.3429	0.3429	0.3429	0.3429	0.3429	0.3429
109	0.3024	0.3024	0.3024	0.3024	0.3024	0.3024
110	0.2378	0.2378	0.2378	0.2378	0.2378	0.2378

	特例支給開始年齢					
年齢	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳
111	0.1233	0.1233	0.1233	0.1233	0.1233	0.1233

(注) A歳Bヵ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入)

$$=A\text{歳の率} + \{(A+1)\text{歳の率} - A\text{歳の率}\} \times B/12$$

附則別表第C

年齢	特例支給開始年齢					
	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳
15 歳	0.9900	0.9109	0.8366	0.7669	0.7016	0.6405
16	1.0448	0.9613	0.8829	0.8093	0.7404	0.6759
17	1.1027	1.0145	0.9318	0.8542	0.7814	0.7133
18	1.1639	1.0709	0.9836	0.9016	0.8248	0.7530
19	1.2287	1.1305	1.0383	0.9518	0.8708	0.7949
20	1.2972	1.1935	1.0962	1.0049	0.9193	0.8392
21	1.3695	1.2600	1.1573	1.0609	0.9705	0.8860
22	1.4457	1.3302	1.2217	1.1199	1.0246	0.9353
23	1.5262	1.4042	1.2897	1.1823	1.0816	0.9874
24	1.6111	1.4823	1.3615	1.2480	1.1418	1.0423
25	1.7007	1.5648	1.4372	1.3175	1.2053	1.1003
26	1.7953	1.6519	1.5171	1.3908	1.2723	1.1615
27	1.8952	1.7437	1.6015	1.4681	1.3431	1.2261
28	2.0006	1.8407	1.6906	1.5498	1.4178	1.2943
29	2.1119	1.9431	1.7847	1.6360	1.4967	1.3663
30	2.2294	2.0513	1.8840	1.7270	1.5800	1.4423
31	2.3535	2.1654	1.9888	1.8231	1.6679	1.5226
32	2.4845	2.2859	2.0995	1.9246	1.7607	1.6073
33	2.6228	2.4132	2.2164	2.0318	1.8588	1.6968
34	2.7689	2.5477	2.3399	2.1450	1.9623	1.7913
35	2.9234	2.6898	2.4704	2.2646	2.0718	1.8913
36	3.0867	2.8400	2.6084	2.3911	2.1875	1.9969
37	3.2593	2.9989	2.7543	2.5248	2.3098	2.1086
38	3.4419	3.1668	2.9085	2.6662	2.4392	2.2267
39	3.6349	3.3445	3.0717	2.8158	2.5760	2.3516
40	3.8392	3.5324	3.2443	2.9740	2.7208	2.4837
41	4.0555	3.7314	3.4270	3.1416	2.8741	2.6236
42	4.2845	3.9421	3.6206	3.3190	3.0364	2.7718
43	4.5271	4.1653	3.8256	3.5069	3.2083	2.9287
44	4.7843	4.4019	4.0429	3.7061	3.3905	3.0951
45	5.0570	4.6528	4.2733	3.9174	3.5838	3.2715

年齡	特例支給開始年齡					
	60 歲	61 歲	62 歲	63 歲	64 歲	65 歲
46	5.3465	4.9193	4.5181	4.1417	3.7890	3.4589
47	5.6542	5.2024	4.7781	4.3800	4.0071	3.6579
48	5.9809	5.5030	5.0541	4.6331	4.2386	3.8693
49	6.3282	5.8224	5.3476	4.9021	4.4847	4.0939
50	6.6974	6.1622	5.6596	5.1881	4.7463	4.3328
51	7.0905	6.5238	5.9918	5.4926	5.0249	4.5871
52	7.5095	6.9094	6.3459	5.8173	5.3219	4.8582
53	7.9564	7.3205	6.7235	6.1634	5.6386	5.1473
54	8.4329	7.7590	7.1262	6.5326	5.9763	5.4556
55	8.9414	8.2269	7.5559	6.9265	6.3367	5.7846
56	9.4848	8.7268	8.0151	7.3474	6.7218	6.1361
57	10.0665	9.2620	8.5066	7.7980	7.1340	6.5124
58	10.6904	9.8360	9.0338	8.2813	7.5761	6.9160
59	11.3613	10.4533	9.6008	8.8010	8.0516	7.3500
60	12.0844	11.1187	10.2118	9.3612	8.5640	7.8178
61	11.8359	11.8359	10.8706	9.9650	9.1165	8.3221
62	11.5831	11.5831	11.5831	10.6182	9.7141	8.8677
63	11.3259	11.3259	11.3259	11.3259	10.3615	9.4587
64	11.0636	11.0636	11.0636	11.0636	11.0636	10.0996
65	10.7952	10.7952	10.7952	10.7952	10.7952	10.7952
66	10.5196	10.5196	10.5196	10.5196	10.5196	10.5196
67	10.2365	10.2365	10.2365	10.2365	10.2365	10.2365
68	9.9462	9.9462	9.9462	9.9462	9.9462	9.9462
69	9.6494	9.6494	9.6494	9.6494	9.6494	9.6494
70	9.3474	9.3474	9.3474	9.3474	9.3474	9.3474
71	9.0408	9.0408	9.0408	9.0408	9.0408	9.0408
72	8.7295	8.7295	8.7295	8.7295	8.7295	8.7295
73	8.4154	8.4154	8.4154	8.4154	8.4154	8.4154
74	8.0997	8.0997	8.0997	8.0997	8.0997	8.0997
75	7.7832	7.7832	7.7832	7.7832	7.7832	7.7832
76	7.4672	7.4672	7.4672	7.4672	7.4672	7.4672
77	7.1532	7.1532	7.1532	7.1532	7.1532	7.1532
78	6.8432	6.8432	6.8432	6.8432	6.8432	6.8432

年齡	特例支給開始年齡					
	60 歲	61 歲	62 歲	63 歲	64 歲	65 歲
79	6.5400	6.5400	6.5400	6.5400	6.5400	6.5400
80	6.2451	6.2451	6.2451	6.2451	6.2451	6.2451
81	5.9522	5.9522	5.9522	5.9522	5.9522	5.9522
82	5.6695	5.6695	5.6695	5.6695	5.6695	5.6695
83	5.3974	5.3974	5.3974	5.3974	5.3974	5.3974
84	5.1352	5.1352	5.1352	5.1352	5.1352	5.1352
85	4.8820	4.8820	4.8820	4.8820	4.8820	4.8820
86	4.6411	4.6411	4.6411	4.6411	4.6411	4.6411
87	4.4146	4.4146	4.4146	4.4146	4.4146	4.4146
88	4.2010	4.2010	4.2010	4.2010	4.2010	4.2010
89	3.9964	3.9964	3.9964	3.9964	3.9964	3.9964
90	3.7985	3.7985	3.7985	3.7985	3.7985	3.7985
91	3.6154	3.6154	3.6154	3.6154	3.6154	3.6154
92	3.4411	3.4411	3.4411	3.4411	3.4411	3.4411
93	3.2748	3.2748	3.2748	3.2748	3.2748	3.2748
94	3.1153	3.1153	3.1153	3.1153	3.1153	3.1153
95	2.9614	2.9614	2.9614	2.9614	2.9614	2.9614
96	2.8173	2.8173	2.8173	2.8173	2.8173	2.8173
97	2.6793	2.6793	2.6793	2.6793	2.6793	2.6793
98	2.5536	2.5536	2.5536	2.5536	2.5536	2.5536
99	2.4346	2.4346	2.4346	2.4346	2.4346	2.4346
100	2.3216	2.3216	2.3216	2.3216	2.3216	2.3216
101	2.2142	2.2142	2.2142	2.2142	2.2142	2.2142
102	2.1119	2.1119	2.1119	2.1119	2.1119	2.1119
103	2.0141	2.0141	2.0141	2.0141	2.0141	2.0141
104	1.9197	1.9197	1.9197	1.9197	1.9197	1.9197
105	1.8268	1.8268	1.8268	1.8268	1.8268	1.8268
106	1.7310	1.7310	1.7310	1.7310	1.7310	1.7310
107	1.6259	1.6259	1.6259	1.6259	1.6259	1.6259
108	1.4976	1.4976	1.4976	1.4976	1.4976	1.4976
109	1.3204	1.3204	1.3204	1.3204	1.3204	1.3204
110	1.0385	1.0385	1.0385	1.0385	1.0385	1.0385
111	0.5384	0.5384	0.5384	0.5384	0.5384	0.5384

(注) A歳Bヵ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入)
=A歳の率+{(A+1)歳の率-A歳の率}×B/12

附則別表第D

支給済期間	60歳から支給終了年齢までの期間				
	5年	4	3	2	1
0年	4.3671	3.5846	2.7591	1.8882	0.9694
1	3.5846	2.7591	1.8882	0.9694	0
2	2.7591	1.8882	0.9694	0	
3	1.8882	0.9694	0		
4	0.9694	0			
5	0.0000				

(注) 支給済期間がA年Bヵ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A+1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times B / 12$$

附則別表第E

年齢	60 歳から支給終了年齢までの期間				
	5年	4	3	2	1
15 歳	0.3925	0.3222	0.2480	0.1697	0.0871
16	0.4141	0.3399	0.2616	0.1790	0.0919
17	0.4369	0.3586	0.2760	0.1889	0.0970
18	0.4609	0.3783	0.2912	0.1993	0.1023
19	0.4862	0.3991	0.3072	0.2102	0.1079
20	0.5130	0.4211	0.3241	0.2218	0.1139
21	0.5412	0.4442	0.3419	0.2340	0.1201
22	0.5710	0.4687	0.3607	0.2469	0.1267
23	0.6024	0.4944	0.3806	0.2604	0.1337
24	0.6355	0.5216	0.4015	0.2748	0.1411
25	0.6704	0.5503	0.4236	0.2899	0.1488
26	0.7073	0.5806	0.4469	0.3058	0.1570
27	0.7462	0.6125	0.4715	0.3226	0.1656
28	0.7873	0.6462	0.4974	0.3404	0.1747
29	0.8306	0.6817	0.5247	0.3591	0.1844
30	0.8762	0.7192	0.5536	0.3789	0.1945
31	0.9244	0.7588	0.5840	0.3997	0.2052
32	0.9753	0.8005	0.6162	0.4217	0.2165
33	1.0289	0.8446	0.6501	0.4449	0.2284
34	1.0855	0.8910	0.6858	0.4693	0.2409
35	1.1452	0.9400	0.7235	0.4951	0.2542
36	1.2082	0.9917	0.7633	0.5224	0.2682
37	1.2746	1.0463	0.8053	0.5511	0.2829
38	1.3448	1.1038	0.8496	0.5814	0.2985
39	1.4187	1.1645	0.8963	0.6134	0.3149
40	1.4967	1.2286	0.9456	0.6471	0.3322
41	1.5791	1.2961	0.9976	0.6827	0.3505
42	1.6659	1.3674	1.0525	0.7203	0.3698
43	1.7575	1.4426	1.1104	0.7599	0.3901
44	1.8542	1.5220	1.1715	0.8017	0.4116
45	1.9562	1.6057	1.2359	0.8458	0.4342
46	2.0638	1.6940	1.3039	0.8923	0.4581

年齢	60 歳から支給終了年齢までの期間				
	5年	4	3	2	1
47	2. 1773	1. 7872	1. 3756	0. 9414	0. 4833
48	2. 2970	1. 8855	1. 4512	0. 9932	0. 5099
49	2. 4234	1. 9892	1. 5311	1. 0478	0. 5379
50	2. 5566	2. 0986	1. 6153	1. 1054	0. 5675
51	2. 6973	2. 2140	1. 7041	1. 1662	0. 5987
52	2. 8456	2. 3357	1. 7978	1. 2303	0. 6316
53	3. 0021	2. 4642	1. 8967	1. 2980	0. 6664
54	3. 1672	2. 5997	2. 0010	1. 3694	0. 7030
55	3. 3414	2. 7427	2. 1111	1. 4447	0. 7417
56	3. 5252	2. 8936	2. 2272	1. 5242	0. 7825
57	3. 7191	3. 0527	2. 3497	1. 6080	0. 8255
58	3. 9237	3. 2206	2. 4789	1. 6964	0. 8709
59	4. 1395	3. 3978	2. 6153	1. 7898	0. 9188
60	4. 3671	3. 5846	2. 7591	1. 8882	0. 9694

(注) A歳Bヵ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入)

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A+1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B / 12$$

附 則

〔事務費掛金に伴う変更〕 (平成 17 年4月 1日変更)

(施行期日)

この規約は、平成 17 年4月 1日より施行する。

附 則

〔特別掛金に伴う変更〕 (平成 18 年4月 1日変更)

(施行期日)

この規約は、平成 18 年4月 1日より施行する。

別表第1 実施事業所の名称及び所在地

実施事業所の名称	所在地
株式会社日立コミュニケーションテクノロジー	福島県郡山市
テレコム機器株式会社	福島県郡山市

別表第2 選挙区及び代議員数

選挙区	選挙区の範囲	代議員数	備考
統一選挙区	株式会社日立コミュニケーションテクノロジー テレコム機器株式会社	5	

別表第3-1 社員を定義する就業規則

実施事業所の名称	社員を定義する 就業に関する規程
株式会社日立コミュニケーションテクノロジー	社員就業規則(準則)第2条
テレコム機器株式会社	社員就業規則 第2条

別表第3-2 試傭員及び臨時員(以下「試傭員等」という。)として実施事業所に使用された期間を定義する就業規則

実施事業所の名称	試傭員等として実施事業所に使用された 期間を定義する就業に関する規程
株式会社日立コミュニケーションテクノロジー	社員就業規則(準則)第36条、第37条
テレコム機器株式会社	社員就業規則 第34条、第35条

別表第3-3(1) 初任年金ポイント及び年金ポイントを規定する年金算定基礎等取扱規則

実施事業所の名称	初任年金ポイント及び年金ポイントを 規定する年金算定基礎等取扱規則
株式会社日立コミュニケーションテクノロジー	社員年金算定基礎等取扱規則 第3条、第4条、第5条
テレコム機器株式会社	社員年金算定基礎等取扱規則 第3条、第4条、第5条

別表第3-3(2) 第1年金拠出率及び第2年金拠出率

	第1年金拠出率	第2年金拠出率
専任職1級～4級	1.000	0.907
上級専任職	1.000	0.815
総合職1級～8級 総合職研修員(修)(大)(高)	1.000	0.781

別表第3-4 出向等を規定する就業規則

実施事業所の名称	出向等を規定する 就業規則
株式会社日立コミュニケーションテクノロジー	社員就業規則(準則)第40条、第55条
テレコム機器株式会社	社員就業規則 第38条、第52条

別表第3-5 勤続年数として計算される期間を規定する就業規則

実施事業所の名称	勤続年数として計算される期間を規定する 就業規則
株式会社日立コミュニケーションテクノロジー	社員就業規則(準則)第36条、第37条、第38条
テレコム機器株式会社	社員就業規則 第34条、第35条、第36条

別表第3-6 移行時クレジット及び出向等満了時クレジットを規定する

移行時クレジット等取扱規則

実施事業所の名称	移行時クレジット及び出向等満了時クレジットを 規定する移行時クレジット等取扱規則
株式会社日立コミュニケーションテクノロジー	日立コミュニケーションテクノロジー企業年金基金設立に伴う移行時クレジット取扱規則
テレコム機器株式会社	

別表第4 最低保証利率別の確定年金現価率

最低保証利率	5年確定年金	10年確定年金	20年確定年金
1.5%	4.8124	9.2797	17.2756
1.6%	4.8004	9.2345	17.1136
1.7%	4.7884	9.1897	16.9537
1.8%	4.7764	9.1452	16.7961
1.9%	4.7645	9.1010	16.6406
2.0%	4.7526	9.0572	16.4872
2.1%	4.7408	9.0136	16.3359
2.2%	4.7290	8.9705	16.1866
2.3%	4.7173	8.9276	16.0394
2.4%	4.7056	8.8850	15.8941
2.5%	4.6940	8.8428	15.7508
2.6%	4.6824	8.8009	15.6094
2.7%	4.6709	8.7592	15.4699
2.8%	4.6594	8.7179	15.3322
2.9%	4.6480	8.6769	15.1964
3.0%	4.6366	8.6362	15.0624
3.1%	4.6253	8.5958	14.9301
3.2%	4.6140	8.5557	14.7996
3.3%	4.6028	8.5159	14.6708
3.4%	4.5916	8.4763	14.5437
3.5%	4.5805	8.4371	14.4183
3.6%	4.5694	8.3981	14.2945
3.7%	4.5583	8.3594	14.1723
3.8%	4.5473	8.3210	14.0517
3.9%	4.5364	8.2829	13.9326
4.0%	4.5255	8.2450	13.8151
4.1%	4.5146	8.2075	13.6991
4.2%	4.5038	8.1702	13.5846
4.3%	4.4930	8.1331	13.4715
4.4%	4.4823	8.0963	13.3599
4.5%	4.4716	8.0598	13.2497
4.6%	4.4609	8.0236	13.1410
4.7%	4.4503	7.9876	13.0336

最低保証利率	5年確定年金	10年確定年金	20年確定年金
4.8%	4.4398	7.9518	12.9275
4.9%	4.4293	7.9163	12.8228
5.0%	4.4188	7.8811	12.7194

別表第5 支給開始年齢別乗率

支給開始年齢	乗 率
50歳	1.1728
51	1.1545
52	1.1363
53	1.1183
54	1.1004
55	1.0828
56	1.0654
57	1.0483
58	1.0317
59	1.0156
60	1.0000
61	0.9851
62	0.9708
63	0.9574
64	0.9447
65	0.9329

(注) A歳Bヵ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入)

$$=A\text{歳の率} + \{(A+1)\text{歳の率} - A\text{歳の率}\} \times B / 12$$

別表第6

最低保証利率及び残存保証期間別の一時的換算率

最低保証利率	残存保証期間																			
	0年	1	2	3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1.5%	0.0000	0.9914	1.9681	2.9303	3.8784	4.8124	5.7327	6.6393	7.5326	8.4126	9.2797	10.1339	10.9753	11.8046	12.6216	13.4264	14.2193	15.0006	15.7702	16.5283
1.6%	0.0000	0.9906	1.9660	2.9258	3.8705	4.8004	5.7156	6.6164	7.5030	8.3756	9.2343	10.0799	10.9119	11.7309	12.5369	13.3303	14.1111	14.8797	15.6362	16.3807
1.7%	0.0000	0.9902	1.9639	2.9213	3.8627	4.7884	5.6985	6.5935	7.4735	8.3388	9.1897	10.0263	10.8489	11.6578	12.4531	13.2352	14.0042	14.7603	15.5038	16.2349
1.8%	0.0000	0.9897	1.9618	2.9168	3.8549	4.7764	5.6816	6.5708	7.4443	8.3023	9.1452	9.9731	10.7864	11.5854	12.3702	13.1411	13.8984	14.6423	15.3731	16.0909
1.9%	0.0000	0.9891	1.9597	2.9123	3.8471	4.7643	5.6647	6.5482	7.4152	8.2660	9.1010	9.9204	10.7243	11.5136	12.2881	13.0480	13.7938	14.5257	15.2440	15.9488
2.0%	0.0000	0.9885	1.9577	2.9078	3.8393	4.7526	5.6479	6.5257	7.3863	8.2300	9.0572	9.8681	10.6631	11.4426	12.2067	12.9559	13.6904	14.4103	15.1165	15.8086
2.1%	0.0000	0.9880	1.9556	2.9034	3.8316	4.7408	5.6312	6.5034	7.3576	8.1942	9.0136	9.8162	10.6023	11.3722	12.1262	12.8648	13.5882	14.2966	14.9906	15.6702
2.2%	0.0000	0.9874	1.9536	2.8989	3.8239	4.7290	5.6146	6.4811	7.3290	8.1587	8.9705	9.7648	10.5420	11.3024	12.0465	12.7746	13.4870	14.1841	14.8662	15.5336
2.3%	0.0000	0.9868	1.9515	2.8945	3.8162	4.7173	5.5981	6.4590	7.3007	8.1234	8.9276	9.7137	10.4822	11.2333	11.9676	12.6854	13.3870	14.0729	14.7433	15.3987
2.4%	0.0000	0.9863	1.9495	2.8900	3.8086	4.7056	5.5816	6.4371	7.2725	8.0883	8.8850	9.6631	10.4229	11.1649	11.8895	12.5971	13.2881	13.9630	14.6220	15.2656
2.5%	0.0000	0.9857	1.9474	2.8856	3.8010	4.6940	5.5652	6.4152	7.2445	8.0535	8.8428	9.6128	10.3641	11.0970	11.8121	12.5097	13.1903	13.8543	14.5022	15.1342
2.6%	0.0000	0.9852	1.9454	2.8812	3.7934	4.6824	5.5489	6.3985	7.2166	8.0189	8.8009	9.5630	10.3058	11.0298	11.7355	12.4233	13.0936	13.7470	14.3838	15.0044
2.7%	0.0000	0.9846	1.9433	2.8768	3.7858	4.6709	5.5327	6.3719	7.1839	7.9846	8.7592	9.5136	10.2461	10.9633	11.6596	12.3377	12.9980	13.6408	14.2668	14.8764
2.8%	0.0000	0.9841	1.9413	2.8725	3.7783	4.6594	5.5166	6.3504	7.1614	7.9504	8.7179	9.4645	10.1908	10.8973	11.5845	12.2530	12.9033	13.5359	14.1513	14.7499
2.9%	0.0000	0.9835	1.9393	2.8681	3.7708	4.6480	5.5005	6.3290	7.1341	7.9165	8.6769	9.4159	10.1340	10.8319	11.5101	12.1692	12.8098	13.4322	14.0372	14.6251
3.0%	0.0000	0.9829	1.9373	2.8638	3.7633	4.6366	5.4845	6.3077	7.1069	7.8829	8.6362	9.3676	10.0777	10.7671	11.4365	12.0863	12.7172	13.3297	13.9244	14.5018
3.1%	0.0000	0.9824	1.9352	2.8594	3.7558	4.6253	5.4686	6.2866	7.0799	7.8494	8.5958	9.3197	10.0219	10.7029	11.3655	12.0042	12.6257	13.2284	13.8131	14.3801
3.2%	0.0000	0.9818	1.9332	2.8551	3.7484	4.6140	5.4528	6.2655	7.0531	7.8162	8.5557	9.2722	9.9666	10.6393	11.2913	11.9230	12.5351	13.1283	13.7030	14.2600
3.3%	0.0000	0.9813	1.9312	2.8508	3.7410	4.6028	5.4370	6.2446	7.0264	7.7832	8.5159	9.2551	9.9117	10.5763	11.2197	11.8426	12.4456	13.0292	13.5943	14.1413
3.4%	0.0000	0.9807	1.9292	2.8465	3.7336	4.5916	5.4213	6.2238	6.9999	7.7504	8.4763	9.1763	9.8573	10.5139	11.1489	11.7630	12.3570	12.9314	13.4869	14.0241
3.5%	0.0000	0.9802	1.9272	2.8422	3.7263	4.5805	5.4057	6.2031	6.9735	7.7179	8.4371	9.1319	9.8033	10.4520	11.0787	11.6842	12.2693	12.8346	13.3807	13.9084
3.6%	0.0000	0.9796	1.9252	2.8379	3.7190	4.5694	5.3902	6.1825	6.9473	7.6855	8.3981	9.0859	9.7498	10.3907	11.0092	11.6063	12.1826	12.7389	13.2759	13.7942
3.7%	0.0000	0.9791	1.9232	2.8337	3.7117	4.5583	5.3748	6.1621	6.9213	7.6534	8.3594	9.0402	9.6968	10.3299	10.9404	11.5291	12.0968	12.6443	13.1722	13.6813
3.8%	0.0000	0.9785	1.9212	2.8294	3.7044	4.5473	5.3594	6.1417	6.8954	7.6215	8.3210	8.9949	9.6442	10.2696	10.8722	11.4527	12.0120	12.5508	13.0699	13.5699
3.9%	0.0000	0.9780	1.9193	2.8252	3.6972	4.5364	5.3441	6.1215	6.8697	7.5898	8.2829	8.9500	9.5920	10.2100	10.8047	11.3771	11.9281	12.4583	12.9687	13.4599
4.0%	0.0000	0.9774	1.9173	2.8210	3.6899	4.5255	5.3288	6.1033	6.8441	7.5583	8.2450	8.9054	9.5403	10.1508	10.7378	11.3023	11.8450	12.3669	12.8687	13.3512
4.1%	0.0000	0.9769	1.9153	2.8168	3.6827	4.5146	5.3137	6.0813	6.8187	7.5270	8.2075	8.8611	9.4890	10.0922	10.6716	11.2282	11.7629	12.2765	12.7699	13.2436
4.2%	0.0000	0.9764	1.9134	2.8126	3.6756	4.5038	5.2986	6.0614	6.7934	7.4959	8.1702	8.8172	9.4381	10.0341	10.6060	11.1548	11.6816	12.1871	12.6722	13.1378
4.3%	0.0000	0.9758	1.9114	2.8084	3.6684	4.4930	5.2836	6.0416	6.7683	7.4651	8.1331	8.7736	9.3877	9.9765	10.5410	11.0822	11.6012	12.0987	12.5757	13.0330
4.4%	0.0000	0.9753	1.9094	2.8042	3.6613	4.4823	5.2686	6.0218	6.7433	7.4344	8.0963	8.7304	9.3377	9.9194	10.4766	11.0104	11.5216	12.0113	12.4803	12.9296
4.5%	0.0000	0.9747	1.9075	2.8001	3.6542	4.4716	5.2538	6.0022	6.7185	7.4039	8.0598	8.6875	9.2881	9.8629	10.4129	10.9392	11.4429	11.9248	12.3860	12.8274
4.6%	0.0000	0.9742	1.9055	2.7959	3.6471	4.4609	5.2390	5.9827	6.6938	7.3736	8.0236	8.6449	9.2389	9.8068	10.3497	10.8687	11.3649	11.8393	12.2929	12.7264

最低保証利率	残存保証期間																				
	0年	1	2	3	4	5	6	7	8	8	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
4.7%	0.0000	0.9736	1.9036	2.7918	3.6401	4.4503	5.2242	5.9633	6.6693	7.3436	7.9876	8.6026	9.1901	9.7512	10.2871	10.7990	11.2879	11.7518	12.2008	12.6267	13.0336
4.8%	0.0000	0.9731	1.9016	2.7877	3.6331	4.4398	5.2096	5.9441	6.6449	7.3137	7.9518	8.5607	9.1417	9.6961	10.2251	10.7299	11.2116	11.6712	12.1097	12.5282	12.9275
4.9%	0.0000	0.9726	1.8997	2.7835	3.6261	4.4293	5.1950	5.9249	6.6207	7.2840	7.9163	8.5191	9.0937	9.6415	10.1637	10.6615	11.1361	11.5885	12.0198	12.4309	12.8228
5.0%	0.0000	0.9720	1.8978	2.7794	3.6191	4.4188	5.1804	5.9058	6.5966	7.2545	7.8811	8.4778	9.0462	9.5874	10.1029	10.5938	11.0614	11.5067	11.9308	12.3347	12.7194

(注) A年Bカ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入)

= A年の率 + {(A+1)年の率 - A年の率} × B/12